

事件の概要

平成27年当時、県立川内商工高等学校に在学していた生徒が、所属していたバレーボール部の顧問教員から、体罰及び許されない指導を受けたことにより転校せざるを得なくなったことに関し、平成29年1月24日に鹿児島地方裁判所に、県を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した件について、平成30年3月26日、同裁判所において下記の内容の和解が成立した。

和解の内容

- 1 県及び顧問教員は、顧問教員が生徒に対し、次の体罰及び許されない指導をし、それらが原因で生徒が鹿児島県立川内商工高等学校から転校せざるを得なくなったことについて、生徒に対し、深く謝罪する。
 - (1) 平成27年4月、上記学校の体育館内の体育教官室において、顧問教員が、生徒に対し、その頬を平手打ちし、口内出血等の傷害を負わせたこと。
 - (2) 顧問教員が、生徒に対し、上記(1)を始めとする平手打ち等の体罰を行っていたこと。
 - (3) 生徒がバレーボール部の練習中に左足首を負傷した際、顧問教員が、生徒に対し、医療機関での適切な治療を受けるよう指導助言しなかったこと。
 - (4) 平成27年10月、生徒がバレーボール部の練習を原因として腰椎分離症等のスポーツ傷害を負った際、顧問教員が、生徒に対し、「病院に行っても治らない」、「痛い言って甘ちゃんが」などと述べるなどして、医療機関での適切な治療を受けさせなかったこと。
- 2 県は、体罰及び「社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す」といった許されない指導（以下「許されない指導」という。）がされないように、平成30年度以降、速やかに、弁護士会又は医師会等の外部機関の専門家を招き、スポーツ医・科学に基づいた指導の在り方等について、教員等研修会を定期的実施し、その内容や運動部活動の適切な運営の在り方等について、県のホームページに掲載する。
- 3 県は、許されない指導の防止及びこれが発生した場合の対応方法の検討等のため、平成30年度以降、速やかに、弁護士会又は医師会等の外部機関の専門家、教員、保護者を構成員とする委員会等を設置し、防止及び対応方法に関するマニュアル等を策定する。なお、県は、同委員会等の設置、その経過及び結果を県のホームページに掲載する。
- 4 県は、今後、教員による体罰及び許されない指導が発生した場合には、関係した教員等からの聴き取りのみならず、当該児童生徒や当該保護者からの聴き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなどして調査を行うものとし、事実関係の正確な把握に努める。また、児童生徒や保護者に対する報告や説明など、適切に対応することを確認する。